

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、
政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されました。
国の作為で引き起こされたこの弾圧による犠牲者への謝罪と賠償は、
戦後70年経った今日も行われていません。

1925年治安維持法が制定されてから廃止されるまでの20年間に多大な弾圧犠牲者を生み出しました。犠牲者の多くは戦争に反対し、平和と民主主義を希う前途有為な青年・学生でした。多くの犠牲者の家族、縁者は「ア力」「非国民」「国賊」の汚名を着せられ、一家離散、名前を変えて身をひそめて生きました。その数は数十万人に及び、うち

送検者は68,274(内起訴者6,550)人

特高警察の拷問で虐殺された者93人

刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者400人余

(2016年4月30日現在、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟調べ)

今日、私たちは全犠牲者を代表して、国会議員のみなさまに心から訴えます。

国会が私たちの声に耳を傾け、 請願を採択して下さい



水谷安子
102歳

社会科学書所持
で検挙・拷問をう
けのち巣鴨拘置
所拘留。45年10
月10日釈放



杉浦正男
101歳

出版工クラブ(親
睦会)活動。横浜
刑務所服役中妻
爆死。45年10月
6日釈放



松本五郎
95歳

旭川師範学生・生
活図画を描いて逮
捕・拷問・旭川刑務
所に長期拘留。42
年12月26日釈放



菱谷良一
94歳

旭川師範学生・生
活図画を描いて逮
捕・拷問・旭川刑務
所に長期拘留。42
年10月26日釈放



市吉澄枝
93歳

社会科学書所持
で検挙。千葉刑務
所に拘留。45年8
月24日釈放

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目4番4号 平和と労働センター・全労連会館
TEL 03-5842-6461 FAX 03-5842-6462 E-mail chian@bz03.plala.or.jp
URL <http://chian.yokochou.com/>

特高警察の残虐な拷問の数々

戦前、国家的犯罪が 治安維持法は1925年4月に制定され、当初は共産主義運動への適用とされたが、次第にその範囲を拡げ、知識人、市民、宗教人をはじめ全国民に、そして言論や思想の自由をしばり、反戦平和や民主主義を求める人々の取り締まりに拡大されました。

その弾圧を担ったのが特別高等警察（特高警察）です。彼らは取り調べに当たって、「天皇の名において、貴様ら一人ぐらい殺してもかまわない」と豪語しつつ明治憲法でも禁止していた拷問をくり返しました。

その結果多くの青年・学生男女が裁判にも依らずに命を落とし、あるいは発病、廃疾者とされました。

小説を書いて殺された小林多喜二



▲小林多喜二『一九二八年三月十五日』初版

『蟹工船』で有名な小説家小林多喜二は、1933（昭和8）年2月20日、東京の築地署の特高によって逮捕され、警視庁特高中川成夫、須田勇らも加わった4時間近い拷問によって虐殺され、29歳の生涯を終えました。

「首にはひとまきぐりと細引きの跡がある…、赤黒くふくれあがったものの上には左右両方とも釘か錐かを打ちこんだらしい穴の跡が15、6ヵ所もあって…人さし指を逆に握って力いっぱいへし折った…背中も一面の皮下出血だ。…上歯も左の門歯がぐらぐらに…内臓を破られたため大量の内出血がお腹の中で腐敗し始めていた。」

（江口渙『たたかひの作家同盟記』下、新日本出版社）



▲拷問のすさまじさを物語る写真＝笹本寅（時事通信社）記者が同社カメラマン撮影の写真を戦時中、土中に隠して保管し、戦後公表した

身の毛もよだつ女性への凌辱

「今井チセ子及今井キワ子の姉妹は昭和8年7月2日葉山警察署に検束せられ、県警察部特高警部補田村貴与文その他刑事の取り調べを受けた際、係員約10名の前に於て衣服を脱がしめ腰巻をも外さしめ全裸体となし、…殴る蹴る突き倒すの暴行を加え、…最も甚しきは田村警部補はチセ子の陰毛に巻煙草の火を移したり…両女の乳房及腋の下を散々に嬲りつつ…凌辱を与へ、又キワ子の膝の内側に四角の棒を入れ、靴の儘其膝に上がりて力を極めて踏み…。斯る残忍なる暴行凌辱を受けたるチセ子は、精神に異状を呈し廃疾者となりて今尚入院中なり」

（帝国弁護士会「横浜管内人権問題調査報告書」＝1935年＝報告から）

こうした身の毛もよだつような拷問、暴行、凌辱など枚挙にいとまがありません。

国は弾圧を督励

多喜二虐殺の主犯格、警視庁特高課長の毛利基は、「共産党壊滅に功あり」として勲五等双光旭日章を貰い、異例の昇進をします。弾圧の張本人たちに破格の叙勲を与え弾圧を督励したことは、国が挙げて治安維持法弾圧を指示してきたことの証左です。

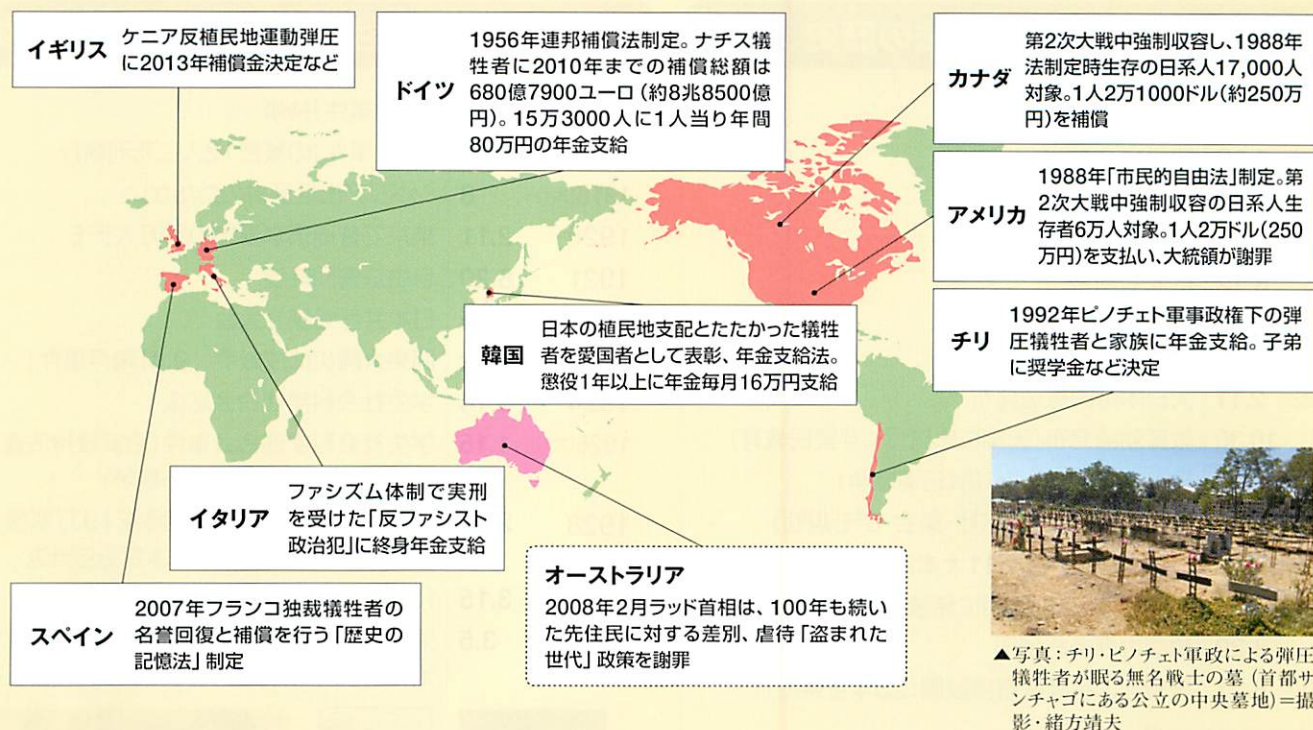
▶虐殺主犯、警視庁毛利基特高課長への「破格の叙勲」を伝える「東京日日新聞」（1933＝昭和8年1月10日付）



下手人たちの戦後

多喜二を拷問し虐殺の指揮に当たった下手人・中川成夫は、殺人罪に問われることなく高輪警察署長、築地警察署長と出世し、東京・滝野川区長をつとめ、戦後1964年には東京都北区教育委員会委員長の要職を歴任しました。人道に反する悪行を遂行した者たちには高村坂彦、町村金五など枚挙にいとまがありません。

世界では 第二次大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリなど主要な国々で戦前・戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が行われました。



日本政府は 戦後70年を経た今日に至るも謝罪も賠償も行っていない。戦争犯罪と人道に反する罪に時効はありません。国が治安維持法犠牲者の名誉回復をはかり、謝罪と賠償を行うことを強く要請します。

日本弁護士連合会決議

「ひたすら戦争を進める役割果たした」 国家賠償の正当性を決議

「治安維持法による弾圧は、国民の思想、信条、信仰の自由に対する侵害及び言論、表現、結社の自由に対する抑圧であるばかりでなく、日本国民の全体をひたすら戦争にむかって進ましめる役割を担った。日本の軍国主義的動向への反対は勿論、一切の批判的言動に対して治安維持法弾圧の武器となった。……治安維持法等の弾圧法規は戦争を推進するための恐怖政治の法的武器であった。この意味においては、日本国民全体が治安維持法の被害者であった。……」

治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、日本国憲法の基本原則からすれば、その行為は高く評価されなければならない。……日本国憲法の国家賠償規定からすれば、当然補償がなされなければならない。」

(1993年10月28日 人権擁護大会基調報告書・抜粋)

国賠法制定の地方議会「意見書」404議会に

拜啓 内閣総理大臣・法務大臣 殿

日本全国の地方自治体のうち、これまで政令市・札幌市議会をはじめ404議会から「国家賠償法制定を求める意見書(仮称)」が総理大臣・法務大臣宛てに届けられています(2016年5月現在)。

各地方議会では、請願・陳情に真摯に向き合い、党派・思想信条の違いを超えて、国に対して意見書の提出に至っています。

請願 地方の声を聞いて下さい 治安維持法犠牲者に謝罪を求める意見書



治安維持法により逮捕連行される人々

意見書
ボツダム宣言受諾による終戦の昭和29年に謝罪も賠償も行ってない。また、政府や軍部に対して批判を許さず、国民を無残な戦争に駆り立てた法律であった。この法律で多くの人が、言論、思想、集会、結社の自由を奪われ、山形県内の60人を含む全国で7万人を超える方が逮捕され、拷問により虐殺された。犠牲になった人は1千数百人にのぼった。

請願に対する質疑
しかし、国はその犠牲者に対して、いまだに謝罪も賠償も行ってない。なぜこの請願なのか。
治安維持法で虐待された、法の廃止後も非国民として迫害された被害者が、自分の権利を主張するまでは長い時間が必要だった。国連で、戦争犯罪と個人の権利に関する犯罪として追及され、どの条約が制定され、国際的にも同様の事案として謝罪と賠償をおこなっている。以上のことから、ようやく国内でも環境が整ってきたからである。
この問題で謝罪すること、国家間の戦後の飛び火する恐れがあるのではない。
国家間の戦後処理と個人の権利侵害に対する謝罪は別次元の話である。

提出先 内閣総理大臣 法務大臣
賛成16、反対1で採択

▶「意見書採択を町民に知らせる山形県庄内町広報誌(こん)にちば内町議会で」No.34(2013年1月20日号)

治安維持法関連年表

戦争推進と国民弾圧法の歴史

明治政府・天皇制軍隊の創設

1873(明6)	1.10	徴兵令発布
1882	1.4	軍人勅諭発布
	8.5	戒厳令制定
	8.12	徴発令制定

国民抑圧体制の確立

1889(明22)	2.11	大日本帝国憲法発布
1890	10.30	教育勅語発布(天皇に忠誠尽くす皇民教育)
1894	8.1	日本、清国に宣戦布告(日清戦争)
1900	3.10	治安警察法公布(結社・集会・デモ規制)
1904	2.10	日露戦争開始 2.11大本営設置
1909	5.6	新聞紙法公布(内相に発禁権限)
1910	8.22	韓国併合条約調印
1911(明44)	8.21	警視庁に特高警察課設置(28年全県に)

弾圧体制の整備・侵略戦争への道

1925(大14)	4.22	治安維持法公布 3.29普選法成立
1927(昭2)	5.28	第一次山東出兵開始
1928	6.29	緊急勅令で治安維持法改正=最高刑死刑・目的遂行罪新設
	7.3	特高警察全県設置。思想係検事各地裁配置

15年戦争の開始とファシズム体制

1931	9.18	「満州事変」中国東北部に侵略(柳条湖事件)
1933	3.27	日本が国際連盟から脱退
	8.20	共産党検挙功績として毛利基特高課長叙勲。中川成夫・山縣為三ら特高警官20人も功労表彰
1936	5.29	思想犯保護観察法公布
	11.25	日独防共協定調印
1937	7.7	中国への全面侵略戦争開始(盧溝橋事件)
	8.14	改正軍機保護法公布
1938	4.1	国家総動員法公布
1939	7.8	国民徴用令公布
1941	3.7	国防保安法公布
	3.10	改正・治安維持法公布(予防拘禁制度導入)
	12.1	天皇臨席の御前会議で開戦決定
	12.8	米・英への宣戦布告
1945	3~5	東京・大阪大空襲
	8.6・9	広島・長崎原爆投下
	8.10	ポツダム宣言受諾
	8.15	終戦



戦争反対、民主主義の闘いと抵抗の歴史

1910(明43)	5.25	「大逆事件」検挙
1911	1.24・25	「大逆事件」の被告12人に死刑執行
1918(大7)	8	シベリア出兵反対のたたかい
1920	2.11	東京で普通選挙要求の数万人デモ
1921	8.20	自由法曹団結成
1922	7.15	日本共産党創立大会
1923	9.2	関東大震災に戒厳令 9.4「亀戸事件」
1924	9.14	学生社会科学連合会結成
1926(大15)	1.15	学生社会科学連合会事件(治安維持法違反事件第1号、野呂榮太郎ら検挙)
1928	2.20	普選法初の総選挙で労農党19万票獲得(得票率2%)、労農党・山本宣治ら当選
	3.15	「3・15事件」全国で1600人余検挙
1929	3.5	治安維持法事後承諾案に反対した山本宣治、内務官僚使嗾の右翼暴漢に刺殺される



▲左から山本宣治、山宣暗殺を報じる「大阪朝日新聞」(昭和4年3月6日号)、「告別」(大月源二画・山宣葬、山本哲治蔵)

	4.16	「4・16事件」全国で1000人余検挙
1933	2.4	長野県で教員一斉検挙「2・4事件」始まる
	2.20	小林多喜二築地署での拷問により虐殺される
1934	2.19	野呂榮太郎、品川署の拷問により絶命
1935	12.8	大本教治安維持法弾圧
1936	7.10	『日本資本主義発達史講座』執筆の平野義太郎ら30余人検挙
1937	12.15	「第一次人民戦線事件」446人検挙
1938	11.29	「唯物論研究会」戸坂潤ら幹部検挙
1940	2.6~	生活綴方教育関係者百数十人検挙
1941	12.9	開戦非常措置で宮本百合子他千人以上検挙
1942	7.6	創価教育学会弾圧事件(牧口ら幹部大量検挙)
1943	3.15	「大阪商大事件」学者・学生ら数十人検挙
1944	1~45.6	「横浜事件」(中央公論・改造編集者ら検挙)
	7.10	「中央公論」「改造」誌に廃刊命令
1945	8.9	戸坂潤獄死(長野)。 9.26三木清獄死(豊多摩)
		GHQ 日本政府に対して治安維持法撤廃指令
	10.10	政治犯約3千人釈放
	10.15	治安維持法廃止